

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 幸子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	坂井 瑛美
【電話番号】	03-6703-4100
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	iシェアーズ MSCI ジャパン気候変動アクション ETF
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の金 額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	名 称 株式会社東京証券取引所 （所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号）

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」といいます。）について、申込時間に関する約款変更、およびファンドの特色ならびに指定参加者の変更に伴い記載事項に変更がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（4）【発行（売出）価格】

<訂正前>

取得申込受付日の基準価額^{*1}とします。

原則として、取得申込受付日の午後3時30分までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者^{*2}所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

*1 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては、1,000口当たりの価額で表示されます。

*2 「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

(以下省略)

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額^{*1}とします。

原則として、取得申込受付日の午後3時30分^{*2}までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者^{*3}所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

*1 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては、1,000口当たりの価額で表示されます。

*2 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

*3 「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

(以下省略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<更新後>

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して対象指数の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

1

MSCIジャパン気候変動アクション指数(配当込み)の動きと高位に連動することを目指します。

MSCIジャパン気候変動アクション指数について

MSCIジャパン気候変動アクション指数とは

MSCIジャパン気候変動アクション指数は企業が直面する移行リスクのみならず、企業の炭素排出削減目標や気候リスク管理能力もバランスよく考慮して企業を評価し、それに基づいてGICS®セクター内の銘柄のウェイトを調整する指数です。



上記プロセスに基づきESGを主要な要素として選定した投資対象に信託財産を投資します。

(出所) MSCI Inc.の資料を基にブラックロック作成

1) MSCI ACWI指数は、先進国23か国および新興国24か国に上場する大・中・小型株を対象にしたインデックスです。グローバルの株式市場の約99%をカバーしています。

2) SBTi(Science Based Targets initiative)とは、科学と整合した温室効果ガスの削減目標を企業が公的に宣言・設定・実行していくことで「パリ協定」で掲げた「世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える」という目標を達成するための取り組みです。

3) NPT(核兵器不拡散条約)とは、核兵器の拡散防止および核軍縮の推進を目的とした多国間の国際条約です。

※ 上述のESG要素を運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスクについては、後述の「投資リスク」に記載しております。

※ 当指数の気候変動や環境に関連するデータ指標については以下をご覧ください。

<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/strategies/sustainable-investing/information>

(以下省略)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 訂正前 >

(1) ~ (3) (省略)

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、原則として、取得申込受付日の午後3時30分までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエイション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

(5) ~ (11) (省略)

(12) 指定参加者および取得申込者は、原則として、取得申込日の午後3時30分以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、原則として、取得申込日の午後3時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

(13) ~ (18) (省略)

< 訂正後 >

(1) ~ (3) (省略)

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、原則として、取得申込受付日の午後3時30分^{*}までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエイション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

(5) ~ (11) (省略)

(12) 指定参加者および取得申込者は、原則として、取得申込日の午後3時30分^{*}以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、原則として、取得申込日の午後3時30分^{*}までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

(13) ~ (18) (省略)

* 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

2【換金（解約）手続等】

(2) 受益権と信託財産に属する株式および不動産投資信託証券との交換

< 訂正前 >

a．指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、原則として、交換請求受付日の午後3時30分までに、1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式および不動産投資信託証券のうち、当該受益権の価額に相当する株式および不動産投資信託証券との交換を請求することができます。

b．～j．（省略）

k．指定参加者および交換請求者は、原則として、交換請求日の午後3時30分以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、原則として、交換請求日の午後3時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

l．～v．（省略）

< 訂正後 >

a．指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、原則として、交換請求受付日の午後3時30分^{*}までに、1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式および不動産投資信託証券のうち、当該受益権の価額に相当する株式および不動産投資信託証券との交換を請求することができます。

b．～j．（省略）

k．指定参加者および交換請求者は、原則として、交換請求日の午後3時30分^{*}以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、原則として、交換請求日の午後3時30分^{*}までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

l．～v．（省略）

* 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

(3) 受益権の買取り（買取請求制）

< 訂正前 >

a．指定参加者は、次の1．と2．に該当する場合で、投資者の請求があるときは、原則として、買取請求受付日の午後3時30分までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2．の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1．交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

b．～e．(省略)

< 訂正後 >

a．指定参加者は、次の1．と2．に該当する場合で、投資者の請求があるときは、原則として、買取請求受付日の午後3時30分^{*}までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2．の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1．交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

* 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

b．～e．(省略)

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 指定参加者

< 訂正前 >

名 称	資本金の額（百万円） （2025年3月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券 株式証券	4,930	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	135,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
J P モルガン証券株式会社	73,272	
シティグループ証券株式会社	96,307	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765	
大和証券株式会社	100,000	
野村證券株式会社	10,000	
パークレイズ証券株式会社	38,945	
B N P パリバ証券株式会社	102,025	
B o f A 証券株式会社	83,140	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式 会社	40,500	

< 訂正後 >

名 称	資本金の額（百万円） （2025年3月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券 株式証券	4,930	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	135,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
J P モルガン証券株式会社	73,272	
シティグループ証券株式会社	96,307	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765	
大和証券株式会社	100,000	
野村證券株式会社	10,000	
パークレイズ証券株式会社	38,945	
B N P パリバ証券株式会社	102,025	
B o f A 証券株式会社	83,140	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式 会社	40,500	
U B S 証券株式会社	44,908	